

基本計画部会  
第4ワーキンググループ 報告書  
(資料編)

平成20年7月



# 目 次

資料1 基本計画部会第4ワーキンググループ 構成員名簿	1
資料2 基本計画部会第4ワーキンググループ会合 開催実績	2

## 行政記録情報の活用

資料3-1 諸外国における行政記録の活用例【第2回会合】	4
資料3-2 諸外国における個別法での統計への活用に関する規定の例【第2回会合】	9
資料3-3 米国経済センサスにおける行政記録情報の活用の状況【第2回会合】	11
資料3-4 既に統計作成に行政記録情報を活用している例(一覧表)、 今後、統計作成に行政記録情報の活用が期待できる例(一覧表)【第5回会合】	13
資料3-5 既に統計作成に行政記録情報を活用している例と閲覧、守秘義務等の規定との関係、 今後、統計作成に行政記録情報の活用が期待できる例と閲覧、守秘義務等の規定との関係【第5回会合】	16
資料3-6 住民基本台帳の活用について【第8回会合】	20
資料3-7 諸外国の個別統計における行政記録の活用事例(未定稿)【第5回会合】	22

## 民間事業者の活用の在り方

資料4-1 海外における政府統計調査の民間委託の状況(未定稿)【第3回会合】	24
資料4-2 指定統計調査における調査方法等別の民間事業者の活用状況【第7回会合】	26

## 広報・啓発、統計教育の拡充

資料5-1 統計調査への協力を確保するための普及・広報活動実績【第8回会合】	27
資料5-2 統計教育等の概要(抜粋)【第8回会合】	29

## オーダーメイド集計・匿名データの作成・提供

資料6 - 1 諸外国における匿名データ等の利用の状況について【第1回会合】	33
資料6 - 2 統計データの二次利用の運用に向けた各省の取組状況【第8回会合】	34

## 統計データ・アーカイブの整備

資料7 指定統計調査の調査票情報等の保存状況【第6回会合】	37
-------------------------------	----

## 第4ワーキンググループ委員等提出資料

資料8 - 1 行政情報の統計利用の意義と必要性について（法政大学経済学部森教授資料） 【第2回会合】	39
資料8 - 2 統計調査データ・アーカイブの意義（東京大学前田准教授説明資料）【第4回会合】	41
資料8 - 3 統計システムの高度利活用に関する三つの提言（出口委員、榊委員提出資料） 【第12回会合】	44

## 統計データの二次利用に関する研究会

資料9 統計データの二次利用促進に関する研究会報告書（中間まとめ）	54
-----------------------------------	----

## 基本計画部会第4ワーキンググループ 構成員名簿

(50音順・敬称略・座長)

- 引頭 麻実 (株)大和総研コンサルティング 本部副本部長
- 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 西郷 浩 早稲田大学政治経済学術院教授
- 榊 俊吾 東京工科大学メディア学部准教授
- 佐々木 常夫 (株)東レ経営研究所代表取締役社長
- 椿 広計 統計数理研究所教授
- 出口 弘 東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
- 廣松 毅 東京大学大学院総合文化研究科教授
- 堀江 正弘 政策研究大学院大学教授
- 松井 博 東京大学社会科学研究所准教授  
(現：独立行政法人統計センター顧問)

## 基本計画部会第4ワーキンググループ会合 開催実績

第1回（平成20年1月29日）

議題

- (1) 会議の運営等について
- (2) 第4ワーキンググループの検討事項及び検討の進め方
- (3) その他

第2回（平成20年2月15日）

議題

- (1) 行政記録情報の活用について
- (2) その他

第3回（平成20年2月27日）

議題

- (1) 民間開放の在り方について
- (2) その他

第4回（平成20年3月6日）

議題

- (1) オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供について
- (2) データ・アーカイブの整備について
- (3) その他

第5回（平成20年3月21日）

議題

- (1) 行政記録情報の活用について
- (2) その他

第6回（平成20年4月8日）

議題

- (1) 民間事業者の活用の在り方について
- (2) データ・アーカイブの整備について
- (3) その他

第7回（平成20年4月22日）

議題

- (1) 民間事業者の活用の在り方について

- (2) 行政記録情報の活用について
- (3) その他

第8回（平成20年5月13日）

議題

- (1) 行政記録情報の活用について
- (2) オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供について
- (3) 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の拡充について
- (4) 各府省でのデータ共有の推進について
- (5) その他

第9回（平成20年5月27日）

議題

- (1) 民間事業者の活用の在り方について
- (2) 行政記録情報の活用について
- (3) その他

第10回（平成20年6月10日）

議題

- (1) 行政記録情報の活用について
- (2) オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供について
- (3) 「報告骨子（案）」について
- (4) その他

第11回（平成20年6月24日）

議題

- (1) 民間事業者の活用の在り方について
- (2) 「報告骨子」の検討について
- (3) その他

第12回（平成20年7月8日）

議題

- (1) 「報告骨子」の検討について
- (2) その他

第13回（平成20年7月29日）

議題

- (1) 「報告（案）」の検討について
- (2) その他

# 諸外国における行政記録の活用例

2008年2月



「官庁統計の基本原則」(1994年国際連合(統計委員会採択))

原則5. 統計を作成するためのデータは、統計調査又は行政記録などすべての種類のデータ源から入手することができる。統計機関は、品質、適時性、費用及び報告負担の観点からデータ源を選定しなければならない。

行政記録を活用するための根拠規定の例

カナダ	フランス	ドイツ	ニュージーランド
<p>カナダの統計に関する法律 (略称: 統計法)</p> <p>第3条(カナダ統計局) カナダ統計局に(略)次の各号の職務を所掌させる。 他の行政機関と協力し、統計情報(当該行政機関の業務を通じて取得される統計を含む)を収集し、加工し、及び公表すること。</p> <p>第13条(記録へのアクセス) 行政機関、地方自治体、法人組織、企業、若しくはその他組織に保持されている文書又は記録であつて、本法の目的で必要となる情報、当該情報の補充又は修正の支援に使用できる情報については、その管理者は、当該目的のために統計局長が当該情報の取得権限を付与した者に対して当該情報へのアクセス権を付与しなければならない。</p>	<p>統計資料に係る義務、調整、及び秘密に関する法律</p> <p>第7条第2項 公務、公法上の法人または公共サービスを行う私法上の法人がその職務として収集した、自然人に関する情報(性的生活に関するデータを除く)及び法人に関する情報については、INSEE担当大臣が国家統計情報審議会の助言により要請した場合に、他の法令に反しない限り、統計を作成する目的に限り、INSEE又は各省統計部に提供されなければならない。</p> <p>前パラグラフに規定する条件の下に収集された個人の健康に関する情報については、保健大臣からの要請があつた場合には、公共保健に関する統計を作成する又は保健社会保護制度の払い戻し制度の目的に限り、INSEE又は公共保健政策の実施及び評価に参画する各省統計局に対して提供されなければならない。この対象人口に対しては、さらに、第2条の承認を得た標本調査を行うことができる。</p> <p>前パラグラフの条件により収集された個人の健康に関する情報は、どのような場合においても個人の特定を許してはならない。</p>	<p>連邦の用に供する統計に関する法律(連邦統計法)</p> <p>第3条(連邦統計局の責務) (2) 州統計部局及び連邦統計の編集を委任されたその他の機関は、要請があれば連邦統計局に対し、それが第1項第1号(a)に従つた連邦統計の方法論的、技術的準備及びさらなる発展にとつて、又は第1項第2号(b)に従つた処理作業の実施にとつて必要である限りにおいて、個々のデータの提供をする。超国家的、国際的領域における連邦統計局の対応する任務の遂行にいても同様とする。</p>	<p>1975年統計法</p> <p>第4条(官庁統計の種類) 以下のいずれか又ははすべての種類の官庁統計を作成できるときに、情報の提供すべき立場にあるなんびとにも情報を求めることができる。 (a) 人口及び住居、(略) ;(略) (o) 経済、金融、生産その他企業(公共行政機関、ニュージーランド行政府及び地方当局を含む)に関する事項。(略) (p) その他類似の事項及びこの法律に基づき規則に定めるその他の事項。</p>

フィンランド	ノルウェー
統計法	官庁統計及びノルウェー統計局に関する法律（統計法）、統計法の実施・補足に関する規則
<p>第11条（データの提供義務）  (1) 国の行政機関は、<u>秘密保持に</u>関する規定にかかわらず、<u>フィンランド統計局に対し、国家安全保障上の理由により又は国防上の利益のために秘密保持を要するデータを除き、統計の作成に必要な各関係行政機関保有データ並びに自己の活動、財務状況、及び義務に関するデータを提供する義務を負う。</u></p>	<p>第3条（ノルウェー統計局の義務及び活動）  2項（行政データ処理システム）  (1) <u>ノルウェー統計局は、国家行政機関及び全国の地方機関の行政データ処理システムを、官庁統計の基礎として利用する権利を有する。</u>  (2) <u>国家機関又は全国の地方機関が主な行政データ処理システムを設置し又は修正するときは、あらかじめノルウェー統計局にその旨を通知しなければならぬ。</u>ノルウェー統計局は、追加的情報を求めることができる。ノルウェー統計局はまた、統計に対する配慮の保証として、データ処理システム的设计方法について提案を行うことができ</p>

(参考) 日本
<p>統計法  第29条（協力の要請）  (1) <u>行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができ、この場合において、行政記録の提供を求めらる行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。</u></p>

## 行政記録の活用例

- カナダ
  - 「労働・所得動態調査(パネル調査)」では、所得関係のデータは回答者の承諾の下に報告徴収に代えて課税データを利用。
  - 「貯蓄調査」では、回答者の承諾の下に報告徴収に代えて課税データを利用(申告者のうち約85%分が課税データ)。
  - 「月次製造業調査」では、サンプル対象の一部(約25%分)について、統計モデルを使用し物品サービス税ファイルから出荷データを作成。
  - 「雇用所得及び勤務時間に関する調査」は、カナダ歳入庁から提供された給料支払簿調査結果と給与控除の行政記録から作成。
  - 「地域別所得調査」は、カナダ歳入庁から提供されたデータから作成。
- フランス
  - 月次及び四半期の雇用者数の統計は、社会保障に関する行政記録(労働異動申告Declaration mensuelles de mouvements de main-d'oeuvre)に基づいて作成。
  - 産業別の給与統計は、年次社会保障申告(Declaration annuelle de donnees sociaux)に基づいて作成。
- ドイツ
  - 統計目的のためのビジネスレジスターを企業調査フレームとして使って、様々な企業統計(例えば製造業、貿易、サービス部門等)を作成。
  - 統計目的のためのビジネスレジスターは特に金融及び社会保障当局のデータ(それぞれ売上高及び雇用者)によって更新。
  - 金融及び社会保障当局の月次データは、サービス産業(欧州共同体標準産業分類(NACE)のIとK)における短期統計や手工芸統計に利用。その他の産業(貿易)への利用は現在テスト中。
- オーストラリア
  - 「年次産業統計」は、税務データなどを基に作成した統計用ビジネスレジスターから作成。
  - 「月次小売業調査」は、事業活動申告により標本設計を行うことにより、標本数を30%削減。
  - 税務情報などの行政記録を統計作成に活用することにより、過去10年間で調査への回答負担が約40%縮減。

## ニュージーランド

- ・ 選定フレーム  
1. ビジネスレジスター、ニュージーランド統計局ビジネスフレームは、政府部局 (Department) による全経済調査を支える。フレームは、歳入局 (IRD) の税務ベースのデータベース及び企業局 (経済開発省の部局) の企業登録データの多くを利用して維持されている。  
2. 地理的フレーム。地理的フレームは、国以下のレベルで作成されたアウトプットに対して地域コードを割り当てるために使用される。地理的フレームは、土地情報局のデータを利用して維持されている。
- ・ 経済収集  
全ての経済調査はニュージーランド統計局ビジネスフレームに基づく。経済調査は、また、税システムをソースとして、つまり、ST (付加価値税) 申告又はEMS (給与税) 申告のどちらか、又はその両方の行政データの層化抽出して利用する。  
加えて、以下の調査では直接収集の替わりに行政データを利用。  
1. 年次財政統計。約250,000企業をカバーする年次企業調査 (AES) は、直接調査と、中小企業については歳入局 (IRD) の年次税データによる補足の両方によって編纂される。  
2. 保険産業 (日本の年金と同様の政府所管の退職保険) のある部分が政府保険局 (経済開発省の部局) からのデータによる。  
一方、中央政府行政 (Central Government Administration) は、国庫局のデータを利用して年次企業調査の中で編纂されている。  
3. 年次以下の財政統計。税データは、卸売・小売及び製造業の測定に広く利用されている。  
データは、財及びサービス税の申告書 (日本の消費税に相当する付加価値税) がソースである。  
4. 海外商品貿易。税関局のデータは、商品の輸出入の計算の唯一のインプットとして利用されている。  
5. 税関局のデータは、アルコール及びタバコ消費統計の編纂にも利用されている。  
6. 建築許可に関する地元自治体のデータは毎月、ニュージーランド統計局に送付され、建築活動に関する指標として公表される。データは四半期毎建築活動調査 (QBAS) の標本選定にも利用されている。  
7. (ニュージーランドでEMSとして知られている) 月次給与税支払に関するデータは、雇用者 - 被雇用者連結データベース (LEED) の中でニュージーランド統計局が利用している。  
8. 給与税 (EMS) データは、教育省及び社会開発省それぞれからの高等教育学生の借入れ及び在籍者数に関する情報と結合される。  
9. 農業調査及び農業センサスは、農林省 (MAF) の林業 (National Exotic Forestry Description (NEFD)) 調査データを利用してしている。
- ・ 社会収集  
1. 出生及び死亡統計は、国内局の出生及び死亡登録から作成  
2. 移民統計は、出入国カード及び関税局の日々の電子データから作成  
3. 中絶統計は、中絶諮問委員会の中絶申告書のフォームから作成  
4. 婚姻及び同性婚統計は、国内局の婚姻及び同性婚登録から作成  
5. 離婚統計は、家庭裁判所の婚姻破棄の申告書から作成
- ・ その他の利用  
ニュージーランド統計局は、(マイクロデータリサーチに利用される会社レベルのデータセットである) 長期ビジネスデータベースのプロトタイプを構築するため、行政ソース及び統計調査からの総合的なビジネス関連データを保有する。  
行政データは以下のものを含む：歳入局の税データ、その他政府機関のデータ (税関局の海外商品貿易データ、科学技術研究基金の政府援助データ、ニュージーランド貿易及び企業等)

諸外国における個別法での統計への活用に関する規定の例

	アメリカ	イギリス	オーストラリア	日本
法律	アメリカ合衆国法典 第26巻(内国歳入コード)Subtitle F(手続き及び管理)CHAPTER 61(情報及び申告書)Subchapter B(その他条項)6103節 申告書及び申告情報の秘密保護及び開示	付加価値税法(1994年c.23) 第91節	所得税賦課法 (2005年改正)	国民年金法
規定	(i) 統計的使用 (1) 商務省 商務長官からの書面による請求により、内国歳入庁長官は、センサス及び国民経済計算の実施並びに法律に基づいて関連する統計活動の実施を目的のため、最小限の範囲で、内国歳入庁長官が規則(regulation)により事前に様式を指定した、(A)申告書又はその内容を反映した情報(以下同様)に)をセンサス局の職員に、(B)企業からの申告内容の情報を経済分析局の職員に、提供を行うものとする。 (2) 連邦取引委員会 連邦取引委員会議長からの書面による請求により、内国歳入庁長官は、第1章で課せられた税金のうち、法的に認められた経済調査の目的のため、最小限の範囲で、内国歳入庁長官が規則(regulation)により事前に様式を指定した申告書の情報を、委員会経済局金融統計課の職員に提供を行うものとする。	第91節 統計目的のための情報の開示 (1) 貿易産業省又は国家統計局が、central business registerを編集又は維持する目的、又は、貿易産業省又は国家統計局により実施する又は実施される予定の統計調査の目的、のために、Commissioners または Commissioners から権限を委託された職員は、貿易産業省又は中央統計局の権限が付与された職員に、この法律の実施において得られた又は記録された次の内容を、開示することができる。 (a) この法律において、法人の登録のために Commissioners により割り当てられた番号、及びグループのメンバーとしての番号 (b) 登録された、法人又はグループ・メンバーの名称、取引形態、住所、及び、活動の状況及び取引分類、及び (c) 販売・出荷額等(供給の価額)の実額又は推定額	Part II 管理 第16節 秘密を保護する担当官 (4) この節において、委員長(Commissioner)、副委員長(Deputy Commissioner)、委員長代理(Deputy Commissioner)、もしくはこれらの者から権限を委任された者が、次の者に情報を提供することを禁止すると見なされるものは何もない。 (ga) センサス及び統計法(1905年)の目的のために豪州統計局長に、 (i) 雇用主(person who is an employer)に関する次の情報(雇用主が、同時に、事業者(business person)か否かに係わらず) (A) その者の名称(氏名)、所在地・住所 (B) その者の産業活動、取引、ビジネス、職業、サービス、専門又は職業などに関する名称と内容 (C) 男女別従業員数	第108条の3(統計調査) 社会保険庁長官は、第1条の目的を達成するため、被保険者若しくは被保険者であった者又は受給権者に係る保険料の納付に関する実態その他の厚生労働省令で定める事項に関し必要な統計調査を行うものとする。 2 社会保険庁長官は、前項に規定する統計調査に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な情報の提供を求め、必要な情報を提供を求め、ことができる。 3 前項の規定により情報の提供を求めるときは、被調査者を識別することができない方法による情報の提供を求めるとする。

	<p>(3) 財務省 申告書及び申告書の情報は、経済・財政予測、分析、統計的研究、関連する活動を行う業務上のため、これらの情報の検査、開示を必要とする財務省職員の検査に明らかにする、又は開示するものとする。これらの検査や開示は、それらの検査や開示が必要な特別な理由等を説明し、必要とする財務省の部局の長の署名がある書面による要請でのみ許可される。</p> <p>(4) 匿名化された形式 この副節の下で情報を得た者は、それらの申告書又は申告書情報を、それが直接又は間接にも、関係する特定の納税者が連想できない又は識別できない形式を除き、何人にも開示してはならない。</p> <p>(5) 農務省 農務長官からの書面による請求により、内国歳入庁長官は、1997年農業センサス法(Public Law 105 113)に従う農業センサスの企画、準備、実施のために、それらの申告書にアクセスする必要がある農務省職員に対して、最小限の範囲で、内国歳入庁長官が規則(regulation)により事前に指定した、申告書又は申告書情報の提供を行うものとする。</p> <p>(6) 議会予算局 (略)</p>	<p>(2) 次の第3項にしたがって、政府省庁(北アイルランド政府の省庁を含む。 )、又はスコットランド政府の職員、がこの情報を得られた目的又は類似の目的のために使用する場合を除き、産業貿易省又は国家統計局の職員は、この節により得られたいかなる情報も、開示することはできない。</p> <p>(3) 上記第2項は、以下の項目の開示を妨げない：</p> <p>(a) 関連した特定個人、またはその個人により運営される事業が識別できないように措置された、合算した形式での情報、又は</p> <p>(b) 同意がある場合における、その個人又はその個人により運営される事業が特定化されるいかなる情報。</p> <p>(4) この節において情報を得た者が、この節の規定に違反して、開示を行った場合、次の罰則が課せられる：</p> <p>(a) 法定の最高額を超えない、略式の罰金刑</p> <p>(b) 2年を超えない期間の禁固刑、又は罰金刑、又はその両方、の告訴による刑罰</p> <p>(5) この節において、貿易産業省、国家統計局と参照された部分には、同様の機能を果たす、北アイルランド政府の省庁、又はスコットランド政府の省庁も含む。</p> <p>(注)2007年の統計及び登録サービス法により、付加価値法第91節の条項中、国家統計局から統計委員会(Statistics Board)などの改正はなされる。</p>	<p>(ii) 事業者 (business person、その者が同時に雇用主か否かに関係なく) に関する</p> <p>(A) その者の名称(氏名)及び所在地(住所)の情報</p> <p>(B) 事業の名称及び記述の情報</p> <p>(BA) 研究開発活動に関する周期的調査の実施に際して、豪州統計局長が要請する、又は実施に関連する、事業に関する情報</p> <p>(C) 産業に関する周期的調査の実施に際して、豪州統計局長が要請する又は実施に関連する、事業の粗受領高に関する情報 及び</p> <p>(D) 豪州国民経済計算の編集に際して、豪州統計局長が要請する又は編集に関連する、事業に関する情報</p>
備考			

## 米国経済センサスにおける行政記録情報の活用の状況

平成20年2月

「北米産業分類体系と米国経済センサス」(KEO DISCUSSION PAPER No. 106、慶應義塾大学 宮川幸三)、「準備が進むわが国の2011年経済センサスについて」(計画行政 第30巻第4号、東京国際大学 菅幹雄)等を基に、事務局の文責でまとめたもの。

### 1. ビジネスレジスター（母集団名簿）の整備段階

(1) 内国歳入庁（IRS）、社会保障庁（SSA）及び労働統計局（BLS）の行政記録情報を基にビジネスレジスターを作成。なお、このビジネスレジスターは、常に最新の行政記録情報により更新されている。

(注) IRSからは、企業名、所在地、雇用主識別番号（EIN）、産業分類情報（NAICS）、収入（販売額）、雇用者数、給与支払額等の行政記録情報を得ている。

SSA及びBLSからは、主に産業分類情報（NAICS）を得ている。

(2) このビジネスレジスターを基に、毎年、企業組織調査（COS）を行い、企業と事業所の関係を明確にしている。なお、ビジネスレジスターに結果をフィードバックしている。

(注) COSにおいては、企業が保有する事業所リスト、各事業所の所在地、EIN、NAICS、雇用者数、給与支払額等を調査している。

(3) ビジネスレジスターの段階において、行政記録情報及び直近の経済センサスの情報により、産業格付けが行われる。

(参考) 米国の経済センサスにおいては、企業・事業所の関係及び産業格付けがビジネスレジスター段階で把握されていることから、部門別調査票（2002年経済センサスでは、490種類）を用い、各産業部門に特有の調査項目を設定することや、産出や投入についても詳細に調査を行うことを可能としている。この際、各調査項目や産出物、投入物の種類を調査票にプレプリントすることにより、報告者負担の軽減を図っている。

なお、北米産業分類体系（NAICS）は、こうした部門別調査を可能とするよう、供給サイドの概念で作成されている。

また、本社一括郵送調査を行うことで調査費用の軽減を図っている。

## 2 . 調査段階

従業員 5 人未満の単一事業所企業に対しては、センサス調査を行わず、内国歳入庁（ I R S ）による行政記録情報を活用している。



既に統計作成に行政記録情報を活用している例（一覧表）

省庁名	活用先の統計名	行政記録情報名	活用方法の形態
総務省	国勢調査	住民基本台帳	欠測値等の補完
総務省	家計消費状況調査	住民基本台帳	母集団情報として活用
総務省	経済センサス	商業・法人登記データ	母集団情報の捕捉
財務省	民間給与実態統計調査	登記情報	母集団情報として活用
厚生労働省	人口動態調査	戸籍法に基づく出生、死亡、婚姻及び離婚の届書 死産の届出に関する規程に基づく死産の届出	行政記録情報だけから統計を作成
厚生労働省	医療施設動態調査	医療法に基づく医療施設の開設、廃止、変更等の届出	行政記録情報だけから統計を作成
厚生労働省	毎月勤労統計調査	雇用保険法に基づく雇用保険適用事業所設置届	新設等の事業所を調査対象候補として活用
厚生労働省	労働安全衛生特別調査	労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づき「保険関係成立届」等に基づき作成された台帳	母集団情報として活用
厚生労働省	労働災害動向調査	労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づき「保険関係成立届」等に基づき作成された台帳	母集団情報として活用
厚生労働省	労務費率調査	労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づき「保険関係成立届」等に基づき作成された台帳	母集団情報として活用

省庁名	活用先の統計名	行政記録情報名	活用方法の形態
厚生労働省 (社会保険 庁)	国民年金被保険者実態調査	国民被保険者ファイル	行政記録と調査統計から統計を作成 母集団情報として活用
農林水産省	海面漁業生産統計調査	漁獲成績等報告書	行政記録と調査統計から統計を作成
農林水産省	畜産統計調査	牛個体識別台帳	行政記録と調査統計から統計を作成 母集団情報として活用
農林水産省	遊漁採捕量調査	遊漁船業者登録簿	母集団情報として活用
経済産業省	石油製品需給動態統計調査、 石油輸入調査、石油設備調査	石油の備蓄の確保等に関する法律に基づいた 申請・届出	母集団情報として活用
経済産業省	知的財産活動調査	特許法に基づく特許・実用新案・意匠・商標出 願人データ	母集団情報として活用
国土交通省	建設工事統計調査、住宅用地 完成面積調査	建設業許可情報	行政記録と調査統計から統計を作成 母集団情報として活用
国土交通省	自動車輸送統計調査	自動車登録ファイル、軽自動車検査記録簿	行政記録と調査統計から統計を作成 母集団情報として活用
国土交通省	自動車燃料消費量調査	自動車登録ファイル、軽自動車検査記録簿	行政記録と調査統計から統計を作成 母集団情報として活用 統計の正確性等の検証
国土交通省	旅行・観光消費動向調査	住民基本台帳	母集団情報として活用

今後、統計作成に行政記録情報の活用が期待できる例(一覧表)

省庁名	活用先の統計名	行政記録情報名	活用方法の形態
総務省	住民基本台帳人口移動報告	住民基本台帳	行政記録情報だけから統計を作成(データの追加)
総務省	経済センサス	税務データ	行政記録情報だけから統計を作成 行政記録と調査統計から統計を作成 母集団情報の捕捉
総務省	経済センサス	保険関係成立届	母集団情報の捕捉
総務省	経済センサス	雇用保険適用事業所設置及び廃止の届出書	母集団情報の捕捉
財務省	法人企業統計調査	有価証券報告書データ	行政記録と調査統計から統計を作成
農林水産省	漁業センサス	漁船登録データ	行政記録と調査統計から統計を作成
経済産業省	(検討中)	法人税法等により申告が義務付けられているデータ	行政記録と調査統計から統計を作成
国土交通省	法人土地基本調査	固定資産課税台帳	行政記録と調査統計から統計を作成

既に統計作成に行政記録情報を活用している例と閲覧、守秘義務等の規定との関係

種類	行政記録情報名(根拠法)	閲覧、守秘義務等が規定されている場合の法条項	保有機関名	活用先の統計調査名	活用形態	活用による効果	利活用上の問題と対策	
閲覧可能な行政記録情報	住民基本台帳(住民基本台帳法第5条(住民基本台帳の備付け)、第7条(住民票の記載事項))	住民基本台帳法11条(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)	市区町村(総務省自治行政局市町村課)	国勢調査(総務省)	欠測値等の補完	調査結果の精度確保	市町村が取り扱う個人情報の保護の適正な管理などを定めた個人情報保護に関する条例の手続が必要となり、個人情報保護審議会への意見照会など、手続が煩雑な場合がある。	
				旅行・観光消費動向調査(国土交通省)	母集団情報		行政記録情報を利用する手続きが煩雑(市町村の条例等による申請手続きが必要。様式は市町村によって区々であり、申請にあっても調査委託先からの申請で済む場合と調査実施者からの申請も必要となる場合があるなど申請手続きの統一化がされていないため。)調査対象のプライバシー等への配慮が必要	
				家計消費状況調査(総務省)	母集団情報		閲覧できる情報が自治体によって異なるため、調査世帯名簿を作成するのに必要な情報を得られないことがある。 閲覧手続き、閲覧期間等が自治体によって異なるため、統計局及び調査受託事業者の事務手続きが煩雑となる。 自治体によっては閲覧に手数料を要する。	
	商業・法人登記データ(商業登記法第6条(商業登記簿)等)	商業登記法第10条(登記事項証明書等の交付)	法務省(民事局)	経済センサス(総務省等)	名簿情報の捕捉	これまで調査員調査のみでは把握が困難であったSOHO等の事業所の捕捉率を高め、より正確な母集団名簿を提供することが可能となる。	登記情報には、産業分類、従業者数等の情報がないことなら、登記情報を活用し事業所母集団情報の補完を行うためには、別途調査を実施する必要がある。	
				民間給与実態統計調査(国税庁)	母集団情報	名簿の整備等		
	牛個体識別台帳(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法)	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第6条(牛個体識別台帳に関する情報の公表)	農林水産省(データベースの管理については、独立行政法人家畜改良センター)	畜産統計調査(農林水産省)	行政記録情報と調査統計結果から統計作成 ・母集団情報	・調査項目の削減による、記入者(調査客体)への記入負担の軽減。 ・調査項目の簡素化による郵送調査化。	出生時の登録及び出生から数か月間における育成・肥育等を行う農家間の移動などに関する登録等に遅れがみられる。 これにより、飼養頭数等の取りまとめに使用する「月別出生頭数」などの月別データについて、新しいデータほど誤差が大きくなる傾向がある。	
遊漁船業者登録簿(遊漁船業の適正化に関する法律第5条)	遊漁船業の適正化に関する法律第8条(遊漁船業者登録簿の閲覧)	都道府県	遊漁採捕量調査(農林水産省)	母集団情報	調査対象となる母集団の正確な把握	「遊漁船業者登録簿」の一般閲覧が法律によって義務付けられているものの、個人情報保護の観点(条例等)から情報提供に慎重な自治体が存在するようになった。遊漁船業者登録簿は本調査の母集団情報として利用するため、漏れなくすべての都道府県から情報入手することが必要なことから、都道府県担当者への電話連絡に加え、文書による依頼など、情報入手のための手続きが煩雑となった。		
建設業許可データ(建設業法第5条)	建設業法第13条(規定する書類又はこれらの写しを公衆の閲覧に供する閲覧所を設けなければならない。抜粋、提出書類の閲覧)	国土交通省(総合政策局建設課)	建設工事統計調査(建設工事施工統計調査、建設工事受注動態統計調査、住宅用地完成面積調査(国土交通省))	行政記録情報と調査統計結果から統計作成 ・母集団情報	建設工事施工統計調査と住宅用地完成面積調査については、許可番号、商号名称、代表者氏名、住所、資本金、郵便番号、電話番号等の内容を調査票にプレプリントしており、記入者の負担軽減を図っている。			
閲覧可能な行政記録情報(一部情報)	特許・実用新案・意匠・商標出願人データ(特許法・特許法(第36条)、特許法施行規則(第23条)(正式名称無し))	特許法第200条(特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。)	特許庁	知的財産活動調査(特許庁)	母集団情報	知的財産活動調査は、主に産業財産権に関する調査のため、産業財産権の出願実績があった者を対象に調査を実施することにより、高い統計精度が得られる。	制度上の問題 出願人リストは、公開情報と非公開情報があるため、全ての出願人に関する情報が利用可能なわけではない。出願人の情報は、一年六月後初めて公開されるため、出願から一年六月を経過しない情報は利用できない。(特許法第64条) 行政記録情報が最新のデータとは限らない。 特許庁で保有する出願人データは、申請人(出願人)の転居や、企業等の名称変更などがあつた場合でも、特許庁に対して住所や名称の変更届け等が提出されていなかった場合、古い情報のままである。 行政記録情報を利用するための作業が繁雑。 出願人データは申請人識別番号によって管理されているが、同一の者でも、複数の申請人識別番号を持つケースがあり、リストとして活用するためには名寄せの作業が必要となる。また、住所や名称でも一字一句の違いで、別人と成り得るため、名寄せの作業が必要である。	

既に統計作成に行政記録情報を活用している例と閲覧、守秘義務等の規定との関係

種類	行政記録情報名 (根拠法)	閲覧、守秘義務等が規定されている場合の法条項	保有機関名	活用先の 統計調査名	活用形態	活用による効果	利活用上の問題と対策
閲覧可能な行政記録情報(一部情報)	自動車登録ファイル、軽自動車検査記録簿(道路運送車両法、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令) 閲覧可能な制度があるのは、自動車登録ファイル	道路運送車両法第22条 何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面(以下「登録事項等証明書」という。)の交付を請求することができる(登録事項等証明書等)	国土交通省(自動車交通局)  軽自動車検査協会	自動車輸送統計調査(国土交通省)	行政記録情報と調査統計結果から統計作成 母集団情報	統計精度の向上	車検データに調査対象車両の使用者の郵便番号、電話番号等の情報が含まれていない。 車検データを入手するための手続きが煩雑。 車検データは年に3回入手し、入手1回につき4か月分の調査対象車両を選定しているため、車検データの入手から調査実施までに期間を要し、入手した車検データと実態との間に乖離が生ずるケースがある。 車両の使用者の氏名、住所及び車両ナンバー等の個人情報を扱うため、個人情報が漏れることのないよう配慮。
	自動車登録ファイル、軽自動車検査記録簿(道路運送車両法、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令) 閲覧可能な制度があるのは、自動車登録ファイル	道路運送車両法第22条 何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面(以下「登録事項等証明書」という。)の交付を請求することができる(登録事項等証明書等)	国土交通省(自動車交通局)  軽自動車検査協会	自動車燃料消費量調査(国土交通省)	行政記録情報と調査統計結果から統計作成 母集団情報 統計の正確性等の検証	統計精度の向上	軽自動車検査記録簿に、当方が必要としているデータの一部分が含まれていない。 車検データに調査対象車両の使用者の郵便番号、電話番号等の情報が含まれていない。 車検データを入手するための手続きが煩雑。 車検データは年に3回入手し、入手1回につき4か月分の調査対象車両を選定しているため、車検データの入手から調査実施までに期間を要し、入手した車検データと実態との間に乖離が生ずるケースがある。 車両の使用者の氏名、住所及び車両ナンバー等の個人情報を扱うため、個人情報が漏れることのないよう配慮。
個別法で閲覧可能な行政記録情報とされていないが省内で活用されている行政記録情報	医療施設の開設、廃止、変更等の届出(医療法第8条の2第2項、医療法第9条第1項、医療法施行令第4条の2第1項 他)	- なし -	都道府県、保健所を設置する市又は特別区	医療施設調査(医療施設動態調査)(厚生労働省)	行政記録情報から統計作成	各都道府県・保健所を設置する市・特別区に届け出られた医療法に基づく届書から、各都道府県・保健所を設置する市・特別区において医療施設動態調査票を作成することにより報告を行うため、調査客体の全数把握を可能とし、かつ報告の迅速性、内容の正確性が確保されている。	既存の行政記録から作成するため、行政記録以上の情報について調査ができない。
	国年保険者ファイル(国民年金法第108条の3)	- なし -	社会保険庁	国民年金被保険者実態調査(社会保険庁)	行政記録情報と調査統計結果から統計作成 母集団情報	保険料納付状況等、当庁で把握している情報を調査する必要がないことから、調査負担の軽減に資する。	
	「保険関係成立届」、「名称、所在地等変更届」、「概算・増加概算・確定保険料申告書」に基づき作成された台帳(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2、第15条、第19条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第4条、第5条、第24条、第33条)	- なし -	厚生労働省(労働基準局)	労働安全衛生特別調査(建設業労働災害防止対策等総合実態調査、労働環境調査)(厚生労働省)	母集団情報	調査の目的に応じた正確な調査対象の抽出。	行政記録情報の使用及び管理におけるセキュリティ面での配慮
	労働災害動向調査(厚生労働省)			労働災害動向調査(厚生労働省)	母集団情報	調査の目的に応じた正確な調査対象の抽出。	行政記録情報の使用及び管理におけるセキュリティ面での配慮
	労務費率調査(厚生労働省)			労務費率調査(厚生労働省)	母集団情報	調査の目的に応じた正確な調査対象の抽出。	行政記録情報の使用及び管理におけるセキュリティ面での配慮
雇用保険適用事業所設置届(雇用保険法施行規則第141条)	- なし -	厚生労働省(職業安定局)	毎月勤労統計調査(厚生労働省)	新設等の事業所を調査対象候補として活用	総務省統計局の事業所・企業統計調査の中間年で最新の事業所データ把握できない場合に活用し、新たに対象事業所に加えることで、調査結果が最新の状況を反映		
漁獲成績等報告書(指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第28条、承認漁業等の取締りに関する省令第22条)	- なし -	水産庁	海面漁業生産統計調査(農林水産省)	行政記録情報と調査統計結果から統計作成	国への二重報告を防ぐことにより報告者の負担を軽減。 調査経費の削減。	農林水産大臣に提出される漁獲成績等報告書について、漁業者からの提出時期の遅れにより、取りまとめ期間が十分に確保できないなどの支障が生じることがある。	
石油の備蓄の確保等に関する法律に基づいた申請・届出(石油の備蓄の確保等に関する法律第13条、第23条、第24条、第25条)	- なし -	資源エネルギー庁(資源・燃料部石油精製備蓄課)	石油製品需給動態統計調査、石油輸入調査、石油設備調査(資源エネルギー庁)	母集団情報	統計精度の向上		

既に統計作成に行政記録情報を活用している例と閲覧、守秘義務等の規定との関係

種類	行政記録情報名 (根拠法)	閲覧、守秘義務等が規定されている場合の法条項	保有機関名	活用先の 統計調査名	活用形態	活用による効果	利活用上の問題と対策
個別法で閲覧可能な行政記録情報とされていないが他省で活用されている行政記録情報	「出生の届書、死亡の届書、婚姻の届書、離婚の届書」 「死産の届出」 「戸籍法 第28条、第49条第3項、第86条第2項、戸籍法施行規則第59条、出生証明書の様式等を定める省令第2条、医師法施行規則第20条」、「死産の届出に関する規程第10条、死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令第3条。」	- なし - 【参考】 戸籍法第10条の2第2項(国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。) 平成20年5月1日施行	市区町村	人口動態調査(厚生労働省)	行政記録情報から統計作成	各市区町村に届出られた戸籍法等に基づく届書から、調査に必要な項目を、市区町村において人口動態調査調査票に移記することにより調査票を作成し、報告を行うため、調査客体の全数把握を可能とし、かつ報告の迅速性、内容の正確性が確保されている。	既存の行政記録から作成するため、行政記録以上の情報について調査が出来ない。
個別法で守秘義務が規定されているが他府省で活用されている行政記録情報	国民年金第1号被保険者に係るデータ(市区町村民税課税台帳及び国民健康保険料(税)賦課台帳の抽出)	地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪)	市区町村	国民年金被保険者実態調査(社会保険庁)	行政記録情報から統計作成	調査客体について、市区町村民税課税台帳及び国民健康保険料(税)賦課台帳から市区町村職員(国民年金事務担当者)が必要事項を所得等調査票に転記	国民年金法第106条、第108条に基づく調査の実施

事務局追加事例(第1回会合参考資料4 - 2等に基づく)

今後、統計作成に行政記録情報の活用が期待できる例と閲覧、守秘義務等の規定との関係

種類	行政記録情報名 (根拠法)	閲覧、守秘義務等の規定がある場合の法条項	保有機関名	活用先の 統計調査名	活用形態	活用した場合の効果	活用に応じた課題
閲覧可能な行政記録情報	住民基本台帳 (住民基本台帳法第37条の2)	住民基本台帳法11条(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)	市区町村(所管:総務省自治行政局市町村課)	住民基本台帳人口移動報告(総務省)	行政記録情報から統計作成	現行の統計に加え、年齢別、市区町村別人口移動数の統計の作成が可能	現行の月別データに加え、新たに転入者の年齢及び従前の住所地に係るデータの提供を受けて、年齢別、市区町村別人口移動数の統計の作成を可能とするにあたり、住民基本台帳ネットワークシステムの活用の拡大について、国民のコンセンサスが得られる状況にない。また、ネットワーク未活用市区町においては、住基ネットへ接続し、データの提供を受けなければならない。
	有価証券報告書データ (金融商品取引法)	金融商品取引法第25条(有価証券届出書等の公衆縦覧)	金融庁	法人企業統計調査(財務省)	調査統計結果と合わせ統計作成	調査対象法人のうち、有価証券報告書提出法人について、調査票記入負担の軽減	データを取り込むためのシステム改修が必要
	漁船登録データ (漁船法第10条)	漁船法第二十一条(何人でも、都道府県知事に対し、漁船の登録の請求をすることができる。)、第二十三条、農林水産大臣は、都道府県知事に対し、漁船原簿の副本を提出させ、及び登録に関する統計その他登録に関し必要な報告を求めることができる。(漁船原簿の副本の提出等)	都道府県	漁業センサス(農林水産省)	調査統計結果と合わせ統計作成	調査対象者の記入負担の軽減	各都道府県が独自に電子化を行っており、データ形式等が不統一。漁船登録データと漁業センサスの調査客体名簿とのマッチングに当たっては、ファイル変換業務等の作業等が必要。登録者の氏名、住所と、調査客体名簿の「経営体」(個人、会社、共同経営等)、住所でマッチングするため、個人、会社、組合、共同経営毎に漁船について、照合の可能性等の検証が必要
個別法で目的外利用や守秘義務が規定されていない行政記録情報	保険関係成立届 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2)	- なし -	厚生労働省(労働基準局)	経済センサス(総務省)	事業所母集団情報の捕捉	登記簿情報だけでは把握できない個人経営の事業所に関する最新の名簿情報を得ることが可能	事業所、「従業者」等の定義が異なっていることから、把握すべき対象が必ずしも完全には一致しないこと
	雇用保険適用事業所設置及び廃止届 (雇用保険法施行規則141条)	- なし -	厚生労働省(職業安定局)	経済センサス(総務省)	事業所母集団情報の捕捉	登記簿情報だけでは把握できない個人経営の事業所に関する最新の名簿情報を得ることが可能	事業所、「従業者」等の定義が異なっていることから、把握すべき対象が必ずしも完全には一致しないこと
個別法で守秘義務が規定されている行政記録情報	固定資産課税台帳 (地方税法第382条の2)	地方税法第382条の2(納税義務者等の固定資産課税台帳の閲覧) 地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪)	市区町村	法人土地基本調査(国土交通省)	調査統計結果と合わせ統計作成	調査項目のうち、固定資産課税台帳の記載項目については、調査客体での記入が不要	調査客体の閲覧の許諾と委任状が市町村毎に必要(課税台帳の閲覧ができる者は、納税義務者本人、同居の家族、納税管理人、借地人、借家人、代理人となっており、代理人の場合には委任状が必要(各市町村条例)) 固定資産課税台帳のフォーマットが非統一 固定資産課税台帳のフォーマットが非統一 各市町村の窓口でのみデータ入手、入手に費用が必要 非課税となっている宗教法人等は記載がなく、別途調査が必要 土地・建物共有の場合、筆頭でなければ記載されない場合があり
	法人税法等により申告が義務づけられているデータ	法人税法第163条、所得税法第243条等(守秘義務)	国税庁長官官房企画課	経済センサス(総務省)	行政記録情報から統計作成 調査統計結果と合わせ統計作成 事業所母集団情報の捕捉	単独事業所企業など一部の企業については経済センサスによる調査が不要となる可能性があるほか、経済センサスの調査事項を削減することにより、大幅に国民負担を軽減することが可能になると期待 個人経営の事業所に関する最新の名簿情報を得ることが可能。また、登記簿上の所在地と実在の所在地が異なる場合に、実在の所在地情報を得ることにより、より精緻な事業所母集団情報を構築することが可能	売上高等の有用な情報が電子化されていない可能性があること 支所を持つ企業等については経済センサスの把握対象である事業所単位の情報が得られないこと 実在の所在地が登記上の所在地と異なる場合、それがデータに反映されるのが1年程度遅れる可能性があること
	法人税法等により申告が義務づけられているデータ	法人税法第163条、所得税法第243条等(守秘義務)	国税庁長官官房企画課	経済産業省所管統計(検討中)(経済産業省)	調査統計結果と合わせ統計作成	小規模企業の負担軽減 調査のコストの軽減 補正率の向上の可能性	税務情報は企業単位であるため、事業所毎や地域表章の統計の作成等において利用に制限

平成20年5月13日  
総務省統計局

## 住民基本台帳の活用について

### 1 活用する統計

#### 住民基本台帳人口移動報告(届出統計)

「住民基本台帳人口移動報告」は、住民基本台帳法第30条の10第1項に規定する指定情報処理機関から、人口の移動状況を明らかにする月別データの提供を受けて、都道府県・大都市等の別に人口移動数が明らかになるよう作成している。

### 2 活用の方法

現在提供を受けているデータに加え、年齢階級別、現行よりも細かい地域別のデータの提供を受けて統計を作成する。

### 3 活用により整備される統計

現行の統計に加えて、年齢や地域について、現行よりも詳細な人口移動数の統計の作成が可能となる。

### 4 活用する上での課題

- (1) 転入者数・転出者数を年齢や地域により詳細に表章する場合は、個人の移動が特定されることがないよう検討することが必要である。
- (2) 現行でも住民基本台帳ネットワークに不参加の自治体のデータについては、都道府県を經由して毎月統計局に報告を受けており、新たなデータを追加することが可能か否か検討することが必要である。
- (3) 資料の提供については、提供元である都道府県の了解を得る必要がある。



平成 20 年 5 月 13 日  
総務省自治行政局市町村課

## 住民基本台帳法第 37 条第 2 項の規定による資料の提供について

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）  
（資料の提供）

第三十七条 国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項に関して資料の提供を求めることができる。

2 国の行政機関は、その所掌事務について必要があるときは、都道府県知事に対し、保存期間に係る本人確認情報に関して資料の提供を求めることができる。

（指定情報処理機関の指定等）

第三十条の十 都道府県知事は、総務大臣の指定する者（以下「指定情報処理機関」という。）に、次に掲げる事務（以下「本人確認情報処理事務」という。）を行わせることができる。

一～六 （略）

七 第三十七条第二項の規定による本人確認情報に関する資料の国の行政機関への提供

2～5 （略）

諸外国の個別統計における行政記録の活用事例（未定稿）

国名	行政記録情報名	保有機関名	活用先の統計名	活用内容	根拠等
アメリカ	所得税記録や給与支払税記録の売上げ、雇用等のデータ	内国歳入庁（IRS）	「経済センサス」	従業員5人未満の単一事業所企業を対象	合衆国法典（第26巻（内国歳入コード））等
	法人税申告等のデータ	同上	「雇い人のない自営業の統計」	一部の情報は法人税申告等のデータを利用	
	ビジネスレジスター（BR）情報	センサス局	農業以外のすべての経済部門をカバーする年次、月次、四半期を含む経済調査	内国歳入庁（IRS）の納税記録等を基に作成されたビジネスレジスターを母集団情報として利用	
カナダ	所得関係データ	カナダ歳入庁	「労働・所得動態調査（パネル調査）」	申告者の承諾の下に課税データを利用	カナダの統計に関する法律等
			「貯蓄調査」	同上	
			「地域別所得調査」	カナダ歳入庁から提供されたデータから作成	
	物品サービス税ファイルのデータ	同上	「月次製造業調査」	サンプル対象の一部（約25%分）について、統計モデルを使用して物品サービス税ファイルから出荷データを作成	
	給料支払簿調査結果と給与控除データ	同上	「雇用所得及び勤務時間に関する調査」	カナダ歳入庁から提供されたデータから作成	
	ビジネスレジスター（BR）情報	カナダ統計局	大部分の経済調査及び施設調査	カナダ歳入庁の納税ファイル等を基に作成されたビジネスレジスター（BR）を母集団情報として利用	
フランス	労働異動申告のデータ		月次及び四半期の雇用者数の統計	社会保障に関する行政記録（労働異動申告 Declaration mensuelles de mouvements de main-d'oeuvre）に基づいて作成	統計資料に係る義務、調整、及び秘密に関する法律、EU規則等
	年次社会保障申告のデータ		産業別の給与統計	年次社会保障申告（Declaration annuelle de données sociales）に基づいて作成	
	ビジネスレジスター（SIRENE）情報	フランス国立統計経済研究所（INSEE）	新規設立企業に関する月次統計	ビジネスレジスター（SIRENE）を利用（2007年から開始）	
ドイツ	ビジネスレジスターシステム95（URS 95）情報	ドイツ連邦統計局	様々な企業統計（例えば製造業、貿易、サービス部門等）	税務、社会保障、商工会議所、手工業会議所の各レジスターから、統計目的のためのビジネスレジスターを整備しており、企業調査フレームとして使用	連邦統計法及びビジネスレジスターに行政記録の情報提供を可能にした法律、EU規則等
	金融及び社会保障関係の月次データ	金融及び社会保障当局	サービス産業（欧州共同体標準産業分類（NACE）のIとK）における短期統計や手工芸統計	金融及び社会保障当局の月次データを利用	
ニュージーランド	年次税データ	歳入局（IRD）	年次財政統計	約250,000企業をカバーする年次企業調査（AES）は、直接調査と、中小企業については歳入局（IRD）の年次税データによる補足の両方によって作成	統計法等
	保険産業（日本の年金と同様の政府所管の退職保険）に関するデータ	政府保険局（経済開発省の部局）	年次企業調査	保険産業（日本の年金と同様の政府所管の退職保険）のある部分が政府保険局（経済開発省の部局）からのデータを利用。なお、中央政府行政（Central Government Administration）は、国庫局のデータを利用	
	財及びサービス税の申告書（日本の消費税に相当する付加価値税）のデータ	歳入局（IRD）	年次以下の財政統計	税データは、卸売・小売及び製造業の測定に広く利用されており、データは、財及びサービス税の申告書（日本の消費税に相当する付加価値税）がソース	
	アルコール及びタバコ消費に関するデータ	関税局	アルコール及びタバコ消費統計	税関局のデータも利用	
	建築許可に関するデータ	自治体	四半期毎建築活動調査（QBAS）	建築許可に関する地元自治体のデータは標本選定に利用	
	出生及び死亡登録データ	国内局	出生及び死亡統計	国内局の出生及び死亡登録から作成	
	移民に関するデータ	関税局	移民統計	出入国カード及び関税局の日々の電子データから作成	
	中絶に関するデータ（中絶申告書）	中絶諮問委員会	中絶統計	中絶諮問委員会の中絶申告書のフォームから作成	
	婚姻及び同性婚登録データ	国内局	婚姻及び同性婚統計	国内局の婚姻及び同性婚登録から作成	
	婚姻破棄の申告書のデータ	裁判所	離婚統計	家庭裁判所の婚姻破棄の申告書から作成	
オーストラリア	ABSビジネスレジスター情報	オーストラリア統計局（ABS）	年次産業統計	国税庁のビジネスレジスター及び税務データなどを基にオーストラリア統計局が整備した統計用のABSビジネスレジスターから作成	オーストラリア統計局法及び所得税賦課法等
	事業活動申告のデータ		中小企業に対する調査	統計用ビジネスレジスターを調査事項の補完に利用	
			月次小売業調査	標本設計のため事業活動申告を利用	
フィンランド	各種の行政記録のデータ		人口統計、人口センサス結果、建物及び住居統計、居住環境統計、地域雇用統計、司法及び犯罪統計、選挙統計、所得統計	行政記録のみから作成	統計法等
	同上		所得分布統計、世帯収支調査、労働力統計、賃金及び給与統計、ビジネス統計	行政記録と統計調査から作成	
スウェーデン	所得に関する各種データ	国税庁、社会保障庁、学生支援庁等	所得統計	国税庁、社会保障庁、学生支援庁、その他の機関からのデータを利用。各種所得を網羅し、全数を対象	官庁統計法等

国名	行政記録情報名	保有機関名	活用先の統計名	活用内容	根拠等
韓国	住民登録関連の行政データ		国内人口移動統計	住民登録関連の行政データに基づく	統計法等(2007年4月成立)
	出入国申告書の生データ		国際人口移動統計	出入国申告書の生データに基づく	
	人口動態統計報告のデータ		人口動態統計	人口動態統計報告システムの開発に伴う現地入力手法による	
	死亡届のデータ		死因別死亡統計	データは死亡届に基づき作成され、その正確性は死因に関する様々な行政データによって向上	
	建築登録、外国人登録等いくつかの行政データ		2005年人口・住宅センサスや小規模統計	実査が困難なものを避けるため、建築登録、外国人登録等いくつかの行政データを参照	
イギリス	省庁間ビジネスレジスター(IDBR)情報	国家統計局(ONS)	「中小企業会計」	国家統計局(ONS)が作成する省庁間ビジネスレジスター(IDBR)を基にビジネス企業規制改革省が作成	付加価値税法、統計及び登録サービス法、EU規則等
			ビジネスデモグラフィック統計	国家統計局が省庁間ビジネスレジスター(IDBR)から作成	
			イギリス国家統計局(ONS)所管する企業や事業所等及び他府省が実施する各種統計	省庁間ビジネスレジスター(IDBR)を基にサンプリングフレームに利用	
ノルウェー	中央人口登録簿、区画住所建物登録簿データ		2001年人口・住宅センサス	中央人口登録簿(CPR Central Population Register)と区画住所建物登録簿(GAB Ground Parcel, Address and Building Register)を使用。	官庁統計及びノルウェー統計局に関する法律(統計法)、統計法の実施・補正に関する規則等
	教育関係データ		教育統計	教育省が法律を根拠に収集する学校からのデータを使って統計を作成	
	被用者登録簿データ		小地域の雇用統計	被用者登録簿を使って作成	
	事業所・企業ノルウェー中央レジスター(CRE)情報	ノルウェー統計局	構造ビジネス統計、賃金統計、ビジネスデモグラフィック統計、事業所統計(場所単位)	統計局が作成する事業所・企業ノルウェー中央レジスター(CRE)を基に作成	
デンマーク	各種のビジネスレジスター情報		「人口統計」、「付加価値税による生産金額等の統計」、「家計所得統計」等	税務当局が整備を行っているビジネスレジスターを基に、企業・事業所のレジスター、中央人口のレジスター、建物・住宅の中央レジスターを共通識別番号で相互に結びつけて運用しており、これら情報から作成。	1979年のデンマーク公共機関レジスター法等

海外における政府統計調査の民間委託の状況（未定稿）

1 海外（3国）における民間委託の例

項目	アメリカ合衆国	イギリス	オーストラリア
統計組織	分散型	分散型	集中型
統計部局	商務省センサス局	国家統計局	オーストラリア統計局
対象統計調査	・センサス局が行う統計調査	・2001年人口センサス	・人口センサスを含めた全ての統計調査
委託内容	データ入力業務 データ入力サービス 電話センター設置 A Fシステム（インターネットを通してデータを提供するシステム） 広報 など	調査員手当の支払い事務 調査票の印刷及び入力 調査票のイメージデータ保管のためのシステムの補強 資料の印刷 広報 など	情報システムの開発 広報 など
委託先	業務陳述書（SOW）に明示 （1. 沿革と委託の目的、2. 委託の内容と必要条件、3. 予期される成果とプロジェクト予定表、4. 連邦政府が提供する資源、5. 出張条件、6. 契約会社のスタッフの資格と経験条件など）	国家統計局センサス課の中に調達班を設置。法的助言を得る見地から専門家による委員会での外注の可能性等について検討	
備考	実査は、民間委託を行わず 理由：調査員は調査対象者と直接接触し、個人や企業の秘密を知りうる立場にあることから、厳格に秘密を守る義務があるため	実査は、民間委託を行わず	厳格な秘密保護を行いながら 民間委託 実査（調査員の任命、指導・監督を含む）は、国自ら実施 理由：回答者の信頼確保のため

（注）海外における政府統計調査の民間委託の状況 アメリカ合衆国を中心に（統計法制度に関する研究会（第2回：平成17年1月31日）など）に基づき、事務局で作成した。

## 2 人口・住宅センサスに関する原則及び勧告（2007年2月国連統計委員会採択）抜粋

### III 人口・住宅センサスの計画、組織、管理

#### III - B 外部委託

1.220 今日、多くの国々はセンサス業務の一部を外注している。外注は、（公的部門では必ずしも利用可能ではない）最新の手法と技術を活用することによって、効果的に作業を行うとともに、競争を通じてコストの削減に資する手法の一つだからである。しかしながら、センサスのすべての業務が外注に適しているというわけではない。したがって、外注の可否はセンサスの一連の事務をステップごとに分割し、それぞれの事務ごとに判断すべきである。これらの事務は、正確でタイムリーな結果を提供するという観点から、最初から最後まで、国民が納得できる方法で行われている必要がある。あり、一部の事務であっても、国民の信頼を失わせるような方法で行ってはならない。したがって、外注の適否を判断する際には、統計局は以下の観点を基準を慎重に検討すべきである。

- (a) 厳格な秘密保護
- (b) 秘密保護の方策が国民に納得されていること
- (c) 品質の保持
- (d) 委託業者の業務管理能力
- (e) （各国の個別の事情に即した）国家統計局のコア業務の維持and appropriateness judgement

下線は事務局で付した。

指定統計調査における調査方法等別の民間事業者の活用状況

統計調査業務の機能	調査の流れ	国直轄調査				地方公共団体経由調査					
	調査方法	調査員		郵送		調査員			郵送		
	周期	月	年	月	年	月	年	2年以上	月	年	2年以上
1 企画	1.1 調査研究										
	1.2 標本設計										
	1.3 経費措置										
	1.4 調査設計										
	1.5 申請・届出										
	1.6 府省令等整備										
2 実査準備	2.1 調査区設定										
	2.2 事務打合せ会議										
	2.3 用品準備										
	2.4 調査員任命										
	2.5 協力依頼										
	2.6 広報										
3 実査	3.1 調査票記入(他計式)										
	3.2 調査票配布(自計式)										
	3.3 調査票収集(自計式)										
	3.4 苦情対応										
	3.5 災害対応										
	3.6 調査書類検査・提出										
4 審査	4.1 調査書類受付										
	4.2 書類検査										
	4.3 分類符号付け										
	4.4 データ入力										
	4.5 データチェック										
	4.6 疑義処理										
5 集計	5.1 集計企画										
	5.2 集計プログラム作成										
	5.3 演算										
	5.4 結果表作成										
6 分析加工	6.1 分析・加工企画										
	6.2 資料・データ収集										
	6.3 分析・加工プログラム作成										
	6.4 演算										
7 公表提供	7.1 報道発表・官報公表										
	7.2 閲覧公表										
	7.3 報告書刊行										
	7.4 ホームページ掲載										
	7.5 案内・問い合わせ対応										
	7.6 提供用データ・データベース整備										
	7.7 電磁的記録提供										
	7.8 個票データ提供										
その他	情報システムの開発、運用、保守										

- (注) 1 平成20年3月末時点における指定統計調査の民間事業者の活用状況について、調査の流れ、調査方法等別に整理し、1調査でも民間事業者の活用実績がある業務(当該業務区分の一部の場合を含む)について「」を記した。なお、「」を記した業務は就業構造基本調査の例。
- 2 調査周期が四半期のもの及び国直轄の郵送調査で5年周期の1調査については、年に含めて整理。
- 3 網掛け部分は「統計調査の民間委託に係るガイドライン」において民間委託の推進対象業務とはされていない業務。

統計調査への協力を確保するための普及・広報活動実績

	総務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省
報告者への直接広報	リーフレット 報告者に対する直接の広報として、所管する13の指定統計調査及び家計消費状況調査（承認統計調査）の14のリーフレットを作成し、調査員が報告者に直接渡すかまたは郵送している。	説明会 「学校基本調査」、「学校保健統計調査」、「学校教育調査」、「社会調査」、「社会統計調査」及び「生涯学習」、「生涯学習調査」及び「生涯学習調査」の2承認統計調査、並びに「生涯学習調査」等調査、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」及び「公・私立高等学校における中途退学者等の状況調査」の4届出統計調査について、報告者に対する説明会を行っている。調査の目的・内容、調査方法、結果の活用に関するものとなっている。	リーフレット 「毎月勤労統計調査」等の指定統計調査及び、「21世紀出生児縦断調査」等の承認統計調査について、広報用のリーフレットを作成し、調査員が報告者に直接渡すかまたは郵送している。また、「21世紀出生児縦断調査」においては、調査目的・内容、調査への協力依頼、調査方法、結果の活用事例等が記載されているが、その他の調査は、調査への協力依頼を中心とするものが多い。	リーフレット 「農林業センサス」の2つの指定統計調査について、広報用のリーフレットを作成し、調査員が報告者に直接渡すかまたは郵送している。また、「農林業センサス」は、調査目的・内容、調査への協力依頼、調査方法、結果の活用事例等が記載されている。	リーフレット 「経済産業省生産動態統計調査」等7つの指定統計調査及び承認統計調査について、広報用のリーフレットを作成し、調査員が報告者に直接渡すかまたは郵送している。また、「工業統計調査」については、調査目的・内容、調査への協力依頼、調査方法、結果の活用事例等が記載されているが、その他の調査は、調査への協力依頼を中心とするものが多い。	リーフレット 「法人基本調査」、「船舶労働統計調査」、「内航船舶輸送統計調査」及び「自動車輸送統計調査」及び「港湾調査」について、リーフレットまたは調査依頼文書を作成し、報告者に郵送している。また、「法人基本調査」のリーフレットについては、調査目的・内容、結果の活用事例、前回の調査結果概要、結果の活用事例が掲載されており、「自動車輸送統計調査」の調査依頼文書については、調査目的・内容、調査対象の選定の理由、秘密の調査、調査員への身分証明書の提出、問い合わせ先を掲載しているが、その他の統計調査については調査目的・内容のほか、2～3の項目が掲載されている。
報告者への間接広報	ホームページ 上記の14統計調査のうち10ホームページによる広報を実施している。広報の内容は、リーフレットと比較して盛り込まれない項目がやや少ない。ホームページの10統計調査のうち10ホームページについてポスターを作成している。これらのポスターに盛り込まれた内容は、住宅・土地統計調査、家計調査、社会生活基本調査等の一部の統計調査について結果の活用が記載されているほかは調査への協力依頼が多い。	ホームページ 「学校基本調査」及び「学校保健統計調査」の2つの指定統計調査について、ホームページに掲載するとともに、電子掲示板を設置し、報告者に対する調査票の配布・回収とこれに付随する情報交換を行っている。これらの情報は、セキユリティ保持のため、公表されていない。また、届出統計調査の「学校に関する情報教育の実態等」に関する調査について、ホームページに、調査の目的、調査対象、調査事項等のQ&Aなどの情報を掲載している。	ホームページ 「患者調査」等の統計調査について、ホームページによる広報を行っている。広告の内容としては、調査内容、調査対象の選定理由、調査方法、問合せ先など項目を記載しているものが多い。ポスター 「毎月勤労統計調査」、「国民生活基礎調査」、「受療行動調査」、「21世紀出生児縦断調査」について広報用のポスターを作成している。これらのポスターは、調査の目的・内容、調査への協力依頼、調査の結果概要、問合せ先等である。	ホームページ等 「農林業センサス」及び「漁業センサス」の2つの指定統計調査について、ホームページ、C/Sグリーンチャンネル、メールマガジンによる広報を行っている。これらの広報の内容は、調査目的・内容、調査への協力依頼、秘密の調査、調査方法、前回の調査の結果概要、問合せ先等である。ポスター 「農林業センサス」及び「漁業センサス」の2つの指定統計調査について広報しているが、調査名のみとなっている。	ポスター 「工業統計調査」及び「商業統計調査」についてポスターを作成している。	ホームページ 「法人基本調査」及び「港湾調査」について、報告者に対する説明会を開催している。また、「船舶労働統計調査」に関する説明会は記入要領に関するものとなっている。また、「港湾調査」に関する説明会は調査目的・内容のほか、結果の活用事例、よくある質問及び回答が内容となっている。

統計調査への協力を確保するための普及・広報活動実績

	総務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省
調査結果についての広報	<p>a 報告者への直接の還元（資料の配布） 報告者への資料配布による調査結果の直接の還元は実施していない。</p> <p>b 報告者への間接的還元 調査結果の集計表をホームページに掲載している。</p>	<p>a 報告者への直接の還元（資料の配布） 「学校保健統計調査」の報告者である生徒・児童の保護者に結果概要を掲載したチラシを送付するなど、速報及び確報の概要並びに集計表を報告者に郵送で配布している。</p> <p>b 報告者への間接的還元 ホームページ 指定統計を中心とする重要な統計調査について、調査結果の集計表をホームページに掲載している。</p> <p>広報誌 「教員職員に係る係争中の争訟事件等の係属状況等の調査」について、調査結果を「教育委員会月報」に掲載している。</p>	<p>a 報告者への直接の還元（資料の配布） 「21世紀出生児縦断調査」等の統計調査について、調査結果の資料を郵送等により報告者に配布している。</p> <p>b 報告者への間接的還元 「広報誌 「毎月勤労統計調査」等の統計調査については広報誌「厚生労働」に、「賃金構造基本統計調査」等の統計調査について、は、専門誌「労働基準」等に調査結果の概要を掲載している。</p>	<p>a 報告者への直接の還元（資料の配布） 「農業経営統計調査」、「食流通構造調査」等7つの統計調査について、調査結果の資料を郵送により報告者に配布している。</p> <p>b 報告者への間接的還元 すべての統計調査について、調査結果の概要や調査結果をホームページに掲載している。</p>	<p>a 報告者への直接の還元（資料の配布） 「経済産業省生産動態統計調査」等9つの統計調査について、調査結果の資料を調査員による配布又は郵送により報告者に配布している。</p> <p>また、オンライン調査を実施している「経済産業省生産動態統計調査」等6つの統計調査ホームページを通じて、オンラインシステム者に還元している。印刷物での情報提供の場合は頁数の関係から主要なデータしか表記できないうが、この方法であれば、報告者に対し全てのデータを提供することができるとしている。</p> <p>b 報告者への間接的還元 すべての統計調査について、調査結果の概要や調査結果をホームページに掲載している。</p>	<p>a 報告者への間接的還元 ホームページに、調査結果の内容を掲載している。</p>

(注)平成18年3月現在、総務省が各府省からのヒアリング等を通じて把握。



## 統計教育等の概要

### 1 統計教育

#### (1) 初等中等教育に関する学習指導要領

##### 統計教育に関する平成20年3月改訂学習指導要領のポイント

- ・ 小学校で、図・表・グラフが取り扱われている「数量関係」領域が、現行では3年生から設けられていたものが1年生から位置付けられ、また、「スパイラル」という新しい考え方の下で、各学年の内容がそこで閉じるのではなく、定着を図る意味で学年を渡って繰り返し学習することが明記された。
- ・ 中学校数学では、現行の領域構成にはなかった「資料の活用」領域が新たに設置され、各学年で統計と確率の学習時間が確保された。

（東洋大学経済学部教授 渡辺美智子著「統計教育の新しい枠組み」より抜粋）

#### (2) 高等教育の現状

##### 【日本】

総合研究大学院大学を除き、統計科学を主専攻とする学科及び専攻がない。

##### 【中国】

中国では、経済学部、理学部、医学部の中に、統計科学を専攻する統計関連学科を設置。下表は、統計学を専攻する学科数の推移を示している。また、2000年以降、大学における統計学科数が増加。

表 中国における統計を専攻する学科数の推移

年度	1979	1985	1991	2000	2001	2002	2003	2004	2005
統計学科数	17	84	130	83	93	105	118	130	161

##### 【韓国】

韓国では、統計科学を専攻する学科や研究科を設置する大学は、現在58校。

##### 【米国】

NSF（米国科学財団）が Science and Engineering Statistics として公表している数学の分野別学位（博士号）取得者数の推移。応用数学及び数理統計学専攻で全体の約50%を占めている。

Field	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
Mathematics	1190	1122	1123	1177	1083	1050	1007	918	994	1075
Applied mathematics	211	230	242	265	252	238	214	225	223	264
Mathematical statistics	205	178	181	204	174	195	198	167	191	226
Analysis/functional analysis	99	100	103	130	86	81	91	74	85	99
Algebra	82	78	78	75	84	82	68	65	69	97
Geometry	45	72	70	54	65	59	40	52	48	95
Mathematics, general	305	233	153	163	116	151	155	133	150	82
Mathematics, other	72	79	131	124	133	99	103	92	88	73
Topology	51	55	62	65	65	50	54	40	49	52
Number theory	35	42	46	46	50	40	35	26	46	39
Operations research	36	21	20	17	21	19	14	19	19	23
Logic	35	16	23	16	23	19	24	14	18	15
Computing theory	14	18	14	18	14	17	11	11	8	10
Biometrics/biostatistics	67	80	84	75	76	92	90	82	84	100
Econometrics	27	29	31	25	15	15	13	14	23	18
Statistics (in Social Science)	48	48	56	61	72	60	49	54	48	31

注) この項の記述は、日本学術会議の資料より抜粋。

## 2 統計教育への支援

統計教育を実践する教師に対する研修の実施

「統計指導者講習会」(総務省主催)

「統計グラフ指導者講習会」((財)全国統計協会連合会主催)

統計教育教材の提供(総務省)

学習指導要領から統計教育が削除されて十年近くが経過しており、教育現場では、授業において使用する教材(生徒が興味を持って統計を学習するための素材、データ等)、授業実施のノウハウ(授業指導計画)等が十分に準備されているとはいえないことから、総務省では統計教育教材等を配布。

- ・「統計教育実践事例集( )」2,000部を都道府県、市区町村に配布
- ・「統計教育実践事例集( )」2,000部を都道府県、市区町村に配布
- ・「統計を学ぼう 小学生用」300,000部を全国の小学校4年生に配布(3ヵ年計画で実施)

教育現場のニーズの把握

上記「統計指導者講習会」参加者との意見交換及びアンケートにより把握。

## 海外における統計教育の先進事例

授業の際、統計分析のためのツール（表、グラフ等）を児童・生徒に教えるにあたって具体例として使用するデータの選択は、生徒が関心を持って授業に取り組むことができるかどうかを左右することから非常に重要である。

そのため、児童・生徒にとって関心のあるデータ、児童・生徒が自ら形成に関わったデータ、意外な発見が隠されているデータのいずれかであることが望ましい。

海外においては、用意された意味のない数値だけのデータで計算の練習をする統計教育から、計算はコンピュータに任せ、むしろ現実の様々なデータに実際に触れさせ、何がしかの発見を経験させることを重視した統計教育に移行しつつある。

そのため、データの作成やデータの共有化の仕組み作りが組織的に行われている。

## 【英国】Census At School

イギリス王立統計学会（RSS）の統計教育センターは統計局と協力して、1999年に、各学校のクラス内でデータを作成し学校間で共有するプロジェクトを立ち上げている。このプロジェクトは、2000年にはカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ等が参加した国際プロジェクトとなり、各国の統計局の協力の下に、国際間で共通の枠組みで児童・生徒（8歳～18歳）自ら参加してデータ収集と共有化が行われている。

実際に各国の小・中・高等学校で取られたデータをデータベース化して共有し、それぞれのクラスでの授業に役立てられている。

## （プロジェクトの概要）

- 1 インターネット上で、授業において使用する調査票を提供。
- 2 児童・生徒は授業において、調査票を用いた調査を体験する。（いわゆる「CensusAtSchool」）（注：名称はCensusであるが、学校における全数調査ではない。）
- 3 この段階で、クラス毎の集計による分析、あるいは学校内の他のクラスとの比較を行うことができる。
- 4 調査結果は、オンラインによってデータベース化され、その結果、他の学校との比較、他の地域との比較、さらには他の国との比較を行うことが可能。
- 5 これにより、児童・生徒は自分が調査対象となることで全体の集計結果や、国際間での比較に興味を湧くこととなり、学習意欲に繋がることが期待できる。
- 6 さらに、自身が調査対象となっていることで、個々のデータの質が集計結果の信頼性に影響することを感じ、公的統計調査に対する協力の重要性にも気付くことが期待できるとされている。



The International  
**CensusAtSchool** Project



Welcome! Please choose to proceed to the [International websites](#), including the International Databases or access the CensusAtSchool project in your country by clicking the country listed below.



Choose the following to access CensusAtSchool in your area:



(Why isn't my country available?)



諸外国における匿名データ等の利用の状況について

区分	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	オーストラリア
提供機関	各府省	センサス局	統計局	国家統計局	連邦統計局	統計局
審議機関	統計委員会	局内の開示評価委員会 (個々のマイクログデータの提供の可否を決定)	局内の審査会 (個々のマイクログデータの提供の可否を決定)	センサスのマイクログデータ作成に先立って研究会を設置し、作成方法を検討・報告	匿名化プロジェクト (局が大学等の協力を得て組織、作成方法等の報告)	局内の検討委員会 (個々のマイクログデータの提供の可否を決定等)
提供可能な匿名標本データの範囲	法律上の制約はないが、匿名化の容易さや利用上の価値等を勘案すると、個人、世帯等に関する調査結果が中心と想定される	人口センサス等、個人、世帯、住宅に関する調査結果 (PUMS: Public-Use Microdata Samples) (注1)	人口センサス、労働力調査、所得調査、一般社会調査等の結果 (PUMFs: Public Use Microdata Files) (注2、3)	人口センサス、労働力調査、家計調査等の結果 (注3)	マイクロセンサス(人口、労働力関係の統計)、所得・支出調査、家計調査等の結果 (注3)	人口センサス、住宅調査、家計調査等の結果(注3) (CURFs: Confidentialised Unit Record Files)
個人、世帯関係のデータ						
事業所・企業関係のデータ	(有用性を確保しつつ匿名化することが困難と予想される)					
使用者等の制限の有無	有	無	有	有	有	有
使用目的の限定	学術・研究等			学術、行政的利用 (注4)	学術・行政目的利用	統計目的
使用者の限定	総務省令において具体的に規定			研究者 (注4)	高等教育機関又は独立の科学研究任務を委託されている機関の在職者、公務のために特別に宣誓した者など	
上記以外の条件	総務省令において具体的に規定		使用許可書に署名し、統計局と取り交わすことが条件	使用許可者登録文書に署名することが条件		使用を許可を受ける者に誓約書の提出を義務付け
法的根拠	新統計法(35条、36条)	センサス法において、個人や事業所が識別できる形で公表してはならない旨が規定されていることの反対解釈で運用。	個票公表の個人識別可能な形で公開禁止規定(統計法)の反対解釈で運用。	個人や世帯が特定できる個人センサス情報を漏洩してはならないとの規定(センサス法)。	個人の境遇あるいは身体的状況に関する個人データの開示を禁止。 匿名性について、「個別データの識別が過度の時間・費用・労力によってのみ可能である」という事実上の匿名性の概念を導入(統計法)。	個別の統計記録に含まれる情報は、次の要件の下、統計局長の承認により開示できる。(統計法)。 ・名前や住所のような個人識別情報を除去。 ・情報は、それと結びつく特定の者、組織を識別できないようにした上で開示。 ・統計局長は、この条文の目的のために誓約書を得ておかなければならないこと。

(注1) センサス局ではPUMSとは別に、特別宣誓職員(SSS)のみに、厳格な使用制限(使用場所の限定等)を課して詳細な標本データを提供しているシステムがある(ビジネスデータも使用可)。この身分が付与されるためには、センサス局の活動に役立つ知識を持っている。センサス局にサービスを提供する機関に雇用されている等の条件を満たすことが必要。

(注2) 利用者からの要望があれば、マスターファイルから特別集計することは可能。(オーダーメイド集計)

(注3) このほか、オンライン方式での利用も一部行っている。

(注4) 提供するデータ(統計調査)によって、使用目的(学術、行政的利用)、使用者(研究者)の制限が課せられる。

## 統計データの二次利用の運用に向けた各省の取組状況

第4ワーキンググループ会合にオブザーバー出席している8府省に対し、統計データの二次利用（委託による統計の作成等（以下、「オーダーメイド集計」という。）及び匿名データの作成・提供）の運用に向けた取組状況を照会した結果は以下のとおりである。

### 1. 二次利用の対象とする統計調査について

オーダーメイド集計については、一部の調査について対応を検討中である府省が5府省。一方、匿名データの作成・提供については、一部の調査について対応を検討中である府省が3府省あるものの、4府省が当面は未対応と回答。

	全ての統計調査で対応	一部の統計調査で対応	当面は未対応	検討中
オーダーメイド集計	-	5	2	1
匿名データの作成・提供	-	3	4	1

#### 【オーダーメイド集計、匿名データに共通する未対応とした主な理由】

- ・ これまでニーズが無かったことから、その予測が困難。
- ・ 予算・人員の確保ができない。

#### 【匿名データの作成・提供を未対応とした主な理由】

- ・ 事業所・企業系データの調査であり、匿名化が困難。

### 2. 実施機関について

オーダーメイド集計、匿名データともにほとんどの府省で検討中となった。

なお、現在のところ、オーダーメイド集計、匿名データともに公益法人や民間事業者への委託を検討している府省はない。

	自府省	委 託			検討中
		政令で定める独立行政法人	公益法人	民間事業者	
オーダーメイド集計	1	1	-	-	5
匿名データの作成・提供	-	1	-	-	5

注：未対応と回答の一部府省については空欄のため集計していない。

3. 二次利用の申請窓口の設置場所（受付体制）について

オーダーメイド集計については3府省、匿名データについては2府省が、自府省内に申請窓口を設置する方向で検討している。

	自府省	政令で定める 独立行政法人	検討中
オーダーメイド集計	3	1	3
匿名データの作成・提供	2	1	3

注：未対応と回答の一部府省については空欄のため集計していない。

4. 実施する上での支障・問題点（複数回答可）

各府省とも、オーダーメイド集計、匿名データいずれについても予算や要員の確保が問題であると考えている。また、匿名データの作成・提供については、審査等の基準や匿名化・秘匿方法についても問題であると考えている。

	予 算	要 員	作業 パース	委託先 の選定	審査等 の基準	匿名化・ 秘匿方法
オーダーメイド 集計	5	6	2	3		
匿名データの 作成・提供	5	6	2	1	5	6

【オーダーメイド集計、匿名データに共通する主な理由】

- ・ 手数料の基準額等が決まっていない。
- ・ 利用相談業務への対応。

【その他、オーダーメイド集計に関する主な理由】

- ・ 受託する集計の範囲。
- ・ 情報システムを含めた体制の整備。
- ・ 外部に委託する場合、委託先との契約形態（その都度の契約、年度契約として出来高払い）をどうするか未定。
- ・ 集計プログラムの持ち込みの可否。

【その他、匿名データの作成・提供に関する主な理由】

- ・ 外部に存在する情報との照合可能性。
- ・ 虚偽申請への対処。（利用者の本人確認）
- ・ 安全性を担保した上で有用性をどこまで確保できるか。
- ・ 調査の特性に応じて匿名化手法を変更すべきかどうか。

5. オーダーメイド集計の集計内容

統計の作成を検討している府省は4府省であるのに対し、統計の作成とともに統計的研究も検討しているのは総務省のみ。検討中は2府省。

統計の作成	統計の作成・統計的研究	検討中
4	1	2

注：未対応と回答の一部府省については空欄のため集計していない。

6. その他、二次利用の推進のための検討状況及び今後の方針・予定

- ・ 国立大学法人等との連携を図り、サービスの利便性を高める。
- ・ 総務省の「統計データの二次利用促進に関する研究会」の検討状況を踏まえ、個別調査ごとの検討に着手。
- ・ 統計センターへの全部委託の可能性を検討。
- ・ 目的外利用におけるインサイト利用の導入の準備。



## 指定統計調査の調査票情報等の保存状況

指定統計調査の調査票情報等の保存状況について、各種規定における保存期間、実際に保存されている調査実施年度、電磁的記録による保存状況等は以下のとおりである。

なお、現在、作成されている指定統計調査 55 本のうち、調査の実施が不定期である特定機械設備統計調査及び商工業実態基本調査については除外し、計 53 本について整理した。

### 1. 各種規定における保存期間について

調査票情報（電磁的記録）については、約 6 割（31 本）の統計調査が永年保存となっているが、5 年未満の統計調査も約 3 割（21 本）存在。

一方、審査・集計プログラム、符号表及び調査概要資料については、数多くの統計調査で保存規定が存在しない。

	永年	30 年	5 年	3 年	2 年	1 年	未規定	なし
調査票情報	31 本	1 本	6 本	2 本	9 本	1 本	2 本	1 本
プログラム	-	-	9 本	-	-	9 本	32 本	3 本
符号表	12 本	-	-	-	-	-	37 本	4 本
調査概要資料	-	1 本	2 本	-	-	-	47 本	3 本

注： 港湾調査のプログラム、符号表については「なし」に分類した。

### 2. 実際に保存されている最も古い調査実施年度

調査票情報（電磁的記録）及び符号表については、半数近くの統計調査で 20 年以上保存されているが、10 年未満の調査も約 3 割存在、プログラムについては保存期間が 10 年未満の調査が 8 割以上。

一方、調査概要資料は 7 割以上で長期保存されている。

	10 年未満	10 年以上	20 年以上	なし
調査票情報	17 本	5 本	29 本	2 本
プログラム	44 本	4 本	2 本	3 本
符号表	18 本	6 本	25 本	4 本
調査概要資料	8 本	3 本	39 本	3 本

注： 1 港湾調査の調査票情報、プログラム、符号表については「なし」に分類した。

2 船員労働統計調査及び内航船舶輸送統計調査の調査票情報、プログラム、符号表等については「10 年未満」に分類した。

### 3. 電磁的記録の有無

調査票情報、審査・集計プログラム及び符号表については、多くの統計調査において電磁的記録が存在。

一方、調査概要資料については、紙媒体での保存のみの統計調査も4割強存在。

	調査票情報	プログラム	符号表	調査概要資料
有り	51本	50本	46本	30本
無し	2本	3本	7本	23本

注： 港湾調査の調査票情報、プログラム、符号表については「無し」に分類した。

### 4. 調査票情報（電磁的記録）

#### (1) マッチングキーの有無

電磁的記録で保存されている調査票情報51本のうち、約半数（26本）でマッチングキーを付加しているが、そのうち事業所・企業DBに基づいた共通のマッチングキーを付加している調査は4本のみ。

有り			無し
	共通キー	独自キー	
26本	4本	22本	25本

#### (2) バックアップの有無、アクセスモニタリングの実施

電磁的記録で保存されている調査票情報51本のうち、バックアップを保存している統計調査は9割以上の47本、一方、保存していない統計調査は4本。

アクセスモニタリングを実施している統計調査は20本で総務省及び厚生労働省のみが実施。

バックアップの有無	アクセスモニタリングの実施
有り：47本	実施：20本
無し：4本	未実施：31本

#### (3) 保存場所

電磁的記録で保存されている調査票情報51本の保存場所としては、外部委託（30本）が最も多く、次いでコンピュータールーム（24本）、執務室等（13本）、専用保管室（11本）となっている。

外部委託	コンピュータールーム	執務室等	専用保管室
30本	24本	13本	11本

注：1 保存場所は延べ数（保管場所が複数ある場合は双方をカウント）である。

2 執務室等には、専用ではない保管場所（倉庫）などを含む。

統計調査をとりまく条件の現状・将来見通しから見た

## 行政情報の統計利用の意義と必要性について

法政大学経済学部教授 森 博美

<行政情報の統計利用の2局面>  
その調査基盤整備面での今日的意義  
行政情報の調査情報との連携利用面での意義

### ・その調査基盤整備面での今日的意義

#### 1. 政府統計の体系化の歩み

母集団概念を媒介する戦後の政府統計の体系化

センサスと標本調査の分業関係(母集団の縮図を与える標本調査が、新たな「速報統計」ニーズに対応)

<センサスの新たな機能>

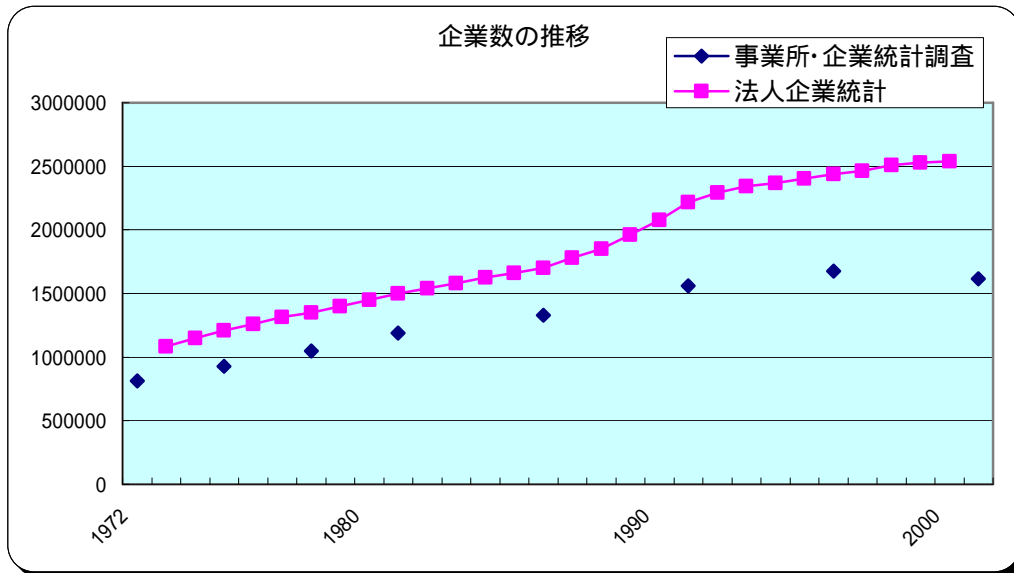
標本調査のための名簿情報、調査区情報を提供(サンプリングフレーム提供機能)

#### 2. 調査環境の悪化とフレームの独自整備の動き

統計調査をとりまく環境(調査環境)の変化 1970年代以降顕著

センサスについても調査拒否その他の理由での把握度が低下

(資料)事業所・企業統計と法人企業統計における把握法人数の差の拡大



調査環境悪化の下での統計品質確保の要請への対応として、海外では 90 年代からビジネスフレームの整備に取り組み(例:IDBR ヨーロッパでのモデル)

- ・行政情報(VAT、源泉徴収等の税務情報)を主情報としたフレーム
  - ・(英国)常時 100 人体制で事業所レベルでのフレームを常に update
- 現在では、殆どの国がビジネスフレームを完備

#### 3. 統計調査に対するフレームの意味

常に最新のフレームに基づく調査の実施が可能に

単なる名簿情報の提供 sample selection bias の補正機能

(21 世紀の調査の見通し)

- ・そのためにも調査では可能な限り正確な情報(原情報)の確保が不可欠
- ・それでも調査結果のフレーム情報を用いた補正  
missing records を含め、不完全データからどう正確な統計を作るかが不可欠
- ・そのためにも、正確な母集団情報の確保が不可欠

行政情報をこのような形で調査基盤整備情報として組み込むこと無しには調査そのものの品質が将来的にも確保しえないという見通しがこのような情報政策の根拠

経済センサスのためのフレーム整備

文字通り「調査の基盤」としての Inter-departmental なフレームそれ自体の整備が急務

#### 4. フレームの整備状況

< 海外 >

途上国も含めて大半の国がビジネスフレームの整備を完了

EU ではビジネスフレームはすでに 90 年代から稼働しており、目下、次世代型フレームの整備に着手  
センサス局では、世帯調査のための省庁間共用フレームとして MAF/TIGER を整備

オランダでは税務記録からの所得情報を持つ SSD が世帯調査フレームとしても使用されており、所得分布を税務情報で補正して使用

< 日本 >

ビジネスフレームについて、今回ようやく条文が設けられただけ

- ・統計調査の基盤整備面での日本の立ち遅れ
- ・行政(税務)情報を主情報源としたフレームの整備が調査統計の精度確保の為に不可欠
- ・日本の国勢調査の把握度は諸外国より高いと考えられるが、近年、「分類不能」が急増
- ・レジスターベースの国でも統計調査によって把握せざるを得ない部分は依然として存在

#### ・行政情報の調査情報との連携利用面での意義

電算化に伴い、個票イメージで蓄積されている行政情報の拡大

#### 1. 既存の業務統計のより高度な統計活用(例:単純集計から多重集計情報)

個票イメージの保管情報のそれ自体としての統計活用

#### 2. 調査データと行政データの有機的結合(Micro-integration)

統計作成機関側の事情、統計調査環境の将来見通し、情報技術の可能性という条件下で高い品質の情報を多様な統計ニーズに対応するための新たな統計の在り方(21世紀型統計体系の方向)  
(1個体=1レコードのイメージ)

実際には、データベース上では共通キー変数(リンク情報)を持つ各種の調査、行政情報を分散ファイル形式で保管し、必要に応じて取り出し、リンクすることで利用

#### 行政情報の特徴

行政情報には多くの動態情報が含まれる(統計調査で把握するのが事実上困難なもの)

静態統計とリンクすることで、追加的な報告負担なしに全く新たなタイプの統計が作成可能に

## 統計調査データ・アーカイブの意義

前田幸男 東京大学大学院情報学環・准教授  
東京大学社会科学研究所附属日本社会研究情報センター・准教授（兼務）

### 1．歴史的前提 - アメリカ合衆国センサスを例に

#### 19世紀は手集計

- 原票を保存するが統計情報として重要なのは集計表であった。

#### 製表機とパンチ・カード導入の意味（1890年米国センサス）

- 原票とは異なる媒体に情報が転記される。
- 原票以外の記録が再度分析可能な価値ある対象として認識される。
- 実際には数億枚の紙製カードを保存することは困難であり、廃棄された。

#### 大型コンピュータによる集計を開始（1960年米国センサス）

- 磁気テープに転記された匿名化マイクロ・データの保存と公開が現実的に。
- 匿名化された標本データの二次利用が始まる。
- 1960年代に、大学においても学術調査データを保存・公開するための組織が徐々に作られる（西独 ZA 1960, 米 ICPSR1962、英 UKDA 1967）。

### 2．政府統計を用いた再分析の意味

重要な政策課題について研究するためには過去のマイクロ・データが必要

- 例1 少子化 最低でも二時点におけるデータが必要。  
コーホート（生別年代）の分析を行うためには適切な再分類が必要。  
集計表からは就業状態や学歴別の傾向を明らかにすることは困難。
- 例2 格差の拡大 最低でも二時点におけるデータが必要。  
一時点のデータからは分かるのは資産・所得の配分状態のみ。  
過去との比較を通じてのみ格差の拡大・縮小を研究できる。

政策の対象となる集団を理解するためには標本規模の大きい調査が必要

- 学術調査の標本規模は1000～4000程度。  
年齢、性別、職業などにより分類した上で詳細な分析を行うことは事実上困難。
- 政府統計であれば大規模な匿名標本データを作成できる。

- 例 若年無業者 通常の学術調査では分析に耐えうる数を確保することは極めて困難。  
内閣府の研究会では「就業構造基本調査」の特別集計を利用。  
就業構造基本調査は約45万世帯が調査対象

### 3. 政府統計データ・アーカイブが必要な理由

#### 調査の企画・立案・実施と統計データの保存・公開とを分離する

調査の実施部門は標本の設計、調査票の検討、実査等で多忙であり、統計調査の企画・立案・実施にあたっている部門が片手間に磁気データの保存と公開活動を行うことは非現実的。

#### 磁気データの最終的保存

紙媒体の資料はその紙質に適切な環境（温度・湿度・明暗）を保って保存すれば良いが、磁気データの保存はそれだけでは不十分。コンピュータおよび磁気媒体というハード面での技術革新、およびソフトウェアの変化の両面に注意しながら、適宜保存形式を変化させる必要がある。また、磁気媒体の経年劣化への対応も必要となる。

#### 政府統計の専門家集団と学術目的利用者の橋渡し

政府統計の作成にあたっては独自のプログラムを作成しデータの管理および分析が行われている。それに対して、学術目的利用者はSPSS、SAS、Stata等の市販されている統計ソフトウェアを用いる場合が大半である。政府統計部門内部で利用しているデータをそのまま秘匿処理を施した後公開しても実際に分析する能力を持つ利用者は極めて限られる。そもそも通常の利用者が分析できる形式にデータを編集し、必要なメタデータを整備する必要がある。

#### 統計利用促進活動

講習会等を開催することで正しい利用が促進される。学術目的利用者の全てが社会調査や統計理論に詳しいわけではない。多くの社会学者にとって方法は必要に応じて身につけるものであり、適切なデータの利用を促す必要がある。

### 4. アメリカ合衆国のデータ保存・公開活動の実態 - センサス・マイクロ・データを例に

#### 注意すべき前提条件

最初から政府統計を総合的に管理するアーカイブが構想されたわけではなく、歴史的に1つ1つの小さな決定の積み重ねとして、現在のように様々な組織が緩やかに連携しつつ、データの保存と公開とを行う態勢ができあがった。日本の政府統計を保存・公開する仕組みとしてそのまま模倣するには前提が異なるように思われる。

#### 連邦政府によるデータの公開と保存

##### 商務省センサス局

- 業務に支障がない範囲内で公開している。
- ウェブ上での集計に関しては様々な工夫が施されている（American Fact Finder）。
- マイクロ・データを利用する場合は技術的要求水準が高い。

例えば2000年センサスの1%抽出データを利用するためには722頁あるマニュアルから必要な情報を拾い出し、データを読み込むところからはじめなければならない。

- 積極的な利用者は学術目的のデータ・アーカイブからデータを入手できない組織
- データの永年保存についてセンサス局は責任を負っていない。
- ウェブ上で公開されているセンサスのマイクロ・データも直近のものだけ。

#### 国立公文書記録管理局 (National Archive)

- 磁気ファイルを保存する最終的な責任は国立公文書記録管理局が持っている。
- ただし、国立公文書記録管理局から磁気データを入手することは一般的・実践的ではない。
- 磁気データだけではなく個票についても最終的な保存の責任を持つ。

#### 大学組織によるデータの保存と公開

ICPSR Inter-University Consortium for Political and Social Research,  
Institute of Social Research, The University of Michigan

- データ・アーカイブの活動の一環。
- 加盟校研究者に対する研究支援としてセンサス・データの保存・公開を行っている。  
80年代までは磁気媒体に保存されたセンサス・データを研究者個人が予算を獲得して購入し、利用するのは非現実的であった。ICPSRがメンバー校の研究者のために一括して購入し、利便性を高めた上で、再頒布していた。
- センサス局と密接に連携し、利用を促進するための活動を行っている。  
ファイルの編集と利便性の向上 SPSS、SASを読み込むためのファイルを付加  
センサス・データの利用を促進する講習会の開催  
センサス・データを利用した学術刊行物の文献一覧を整備
- 公開用マイクロ・データは1960年センサス以降を所蔵・公開

IPUMS-USA The Integrated Public Use Microdata Series (IPUMS),

Minnesota Population Center, The University of Minnesota

- センサスのマイクロ・データを用いた研究の促進に特化した活動
- 時系列比較が可能なデータセットの作成  
10年ごとのセンサスは職業や人種の分類が時代によって変更される。極力比較可能なかたちに変数を統一する作業を行い、時系列の比較を促進している。
- 永年保存されている歴史的な個票から公開用マイクロ標本データを遡及的に作成し公開。
- センサス・データを利用した学術刊行物の文献一覧を整備

#### 5. その他のアメリカ政府統計データの学術利用について

ICPSRはCurrent Population Survey, Consumer Expenditure Surveyについてもデータを保存・公開している。ただし、センサス局や労働統計局と特に協定があるわけでない。ICPSRはデータを購入した上で、整理・編集し、加盟校の利用者に提供している。利用者も、複数の政府サイトを探し回るよりも、ICPSRのウェブサイトで一括して検索することを望む。